

令和8年度(2026年)NPO法人佐倉市民後見人協会事業計画書

1 事業実施の方針

本年度も佐倉市及び佐倉市社会福祉協議会（以下社協）との連携を基本に事業を展開して参ります。

法人後見事業については、社協との連携等により受任件数の拡大に努め、ノウハウの蓄積と更なる本会のスキルアップに努めます。

普及啓発事業については、パンフレットの配布やホームページを活用した広報活動を行う他、市民後見人活動等に関する講演会の企画や講師派遣を行うとともに「市民活動発表会」等関連する諸行事へ参画や福祉施設への視察研修を通してニーズの掘り起こしなど、PR活動を強化します。

また、当法人の新たな活動に対応しうる運営体制を構築するとともに、会員の拡大に努めます。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 後見人の組織化に関する事業	①市民後見人養成講座修了者への働きかけ ②正会員の加入促進 ③会員に対する研修等の実施	①適宜 ②通年 ③社協研修への参加等	①社協 ②適宜 ③社協会議室等	①三役他 ②理事 ③会員	①受講者 ②市民 ③会員 21人 + α
(2) 法人後見事業	①法人後見受任（現行1件） ②成年後見制度利用促進基本計画の中核機関（社協）との協働 ③法人後見取扱マニュアルの適宜見直	①通年 ②通年 ③通年	①適宜 ②適宜 ③運営委員会	①会員 ②理事 ③運営委員	①市民 ②市民 ③後見人
(3) 市民後見人等市民の権利擁護に関する普及啓発事業	①ホームページの活用、維持管理 ②市民後見人活動等に関する講演会の企画 ③「市民活動発表会」等関連行事への参画	①通年 ②9月中旬 ③11月	①ネット上 ②地域福祉センター ③志津コミセン	①～③各担当3～5人	①市民・国民 ②市民 ③市民多数
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	①賛助会員確保策の推進 ②関係事業所・機関等との連携促進	①②通年	①適宜 ②関係先	①役員 ②三役等	①賛助会員24人 ②市民